

# 措置通知書

市民生活部 早岐支所

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 領収書綴において、交付を受けた領収書綴の所在が不明となっているものがあった。</p> <p>2. 契約事務</p> <p>① 佐世保市支所庁舎・地区公民館等監視及び警備業務(東部)委託ほかの変更契約において、佐世保市事務処理規程第5条第34号で「…1件1,000万円以上の経費の支出負担行為に関すること。」は市長の決裁事項と規定されているにもかかわらず、変更契約締結伺について市長の決裁を受けていなかった。</p>	<p>平成22年10月14日に交付を受けた領収書綴(冊番号001763)につきまして、使用を終了したのち、領収書受払簿への記載等、適切な管理ができていなかったため、保存状況が把握できず、結果として所在不明としてしまったものです。</p> <p>本件につきましては、令和2年2月26日、会計管理室に事故報告書を提出いたしました。</p> <p>領収書の紛失は、第三者による不正使用や個人情報漏洩につながる可能性があることを改めて認識するとともに、今後使い切った領収書綴は、領収書綴受払簿に必要事項を記載し、保存年限5年のあとの廃棄するよう、領収書綴の表紙にその旨テプラで貼る等、領収書の管理を徹底いたします。</p> <p>本契約は平成27年9月から平成30年3月までの長期継続契約として締結しておりましたが、平成29年度内に発生した事由により契約期間を延長することとなりました。その際、変更後の契約金額で決裁区分の判断をすべきところ、変更額にあたる平成30年度分の金額(2,799,360円)のみで判断したため、市長の決裁事項であるにもかかわらず、課長決裁のみで変更契約を締結してしまったものです。</p> <p>今後は、変更契約時の決裁区分の判断について所内での周知を図るとともに、契約締結時の契約事務チェックリストに今回の指摘事項をチェック項目として追加し、適正な契約事務を徹底いたします。</p>